

声 明

2022年3月11日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、東京高等裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求東京訴訟につき、原審判決を取り消し、被害者の請求を認容する画期的な判決を言い渡した。

本判決は、原審や他地裁、大阪高裁に引き続き旧優生保護法の優生条項の違憲性について、「立法目的が差別的な思想に基づくものであって正当性を欠く上、目的達成の手段も極めて非人道的なものである」として、きわめて明瞭に認めた。

その上で、これまで被害者にとって高い壁となっていた除斥期間の適用を制限し、認めなかった。まずは、優生手術が国の施策として、全国的かつ組織的に行われていたこと、「不良」な子孫をもつことが防止されるべき存在として、優生手術の対象者に選定される差別を受けた上での意思に反する手術であると認め、被害者は二重、三重にも及ぶ精神的・肉体的苦痛を受けたものであるとした。次に、国は法制定当初から優生手術を積極的に推進し、学校教育の場においても、教科書に優生思想を正当化する記載をするなどしており、その施策により、対象者に対する偏見・差別が社会に浸透したものと断じた。また、国は昭和60年頃までには優生条項の人権侵害性および被害について認識できたにもかかわらず、平成8年まで法改正をせず、改正時においても違憲性に明確に言及せず、その後も被害実態調査をせず、被害救済のための措置を執らなかったと指摘した。

そして、憲法違反の法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、民法の除斥期間の規定を無条件に適用することによって拒絶することには慎重であるべきだとした上で、被害者が「自己の受けた被害が国による不法行為であると客観的に認識し得た時から相当期間が経過するまで」は、除斥期間の適用はないとした。

具体的には、議員立法により一時金支給法が制定されたことが一つの転機として考慮しうる事情であるとし、同法が5年間の猶予期間を与えていることから、「少なくとも」同法施行日である平成31年4月24日から5年が経過するまでは除斥期間の効果は生じないと解するのが相当であるとした。

同じく除斥期間の適用を制限した大阪高裁判決から、格段に進化した内容であり、現在原告となっているすべての被害者を救済するとともに、未だ一時金請求さえできない被害者に、そして優生思想によって社会に強固に根付いた偏見・差別の解消を求める市民や弁護団に、より一層被害回復に取り組むべく鼓舞する判決と評価できる。

国は、この東京高裁のメッセージを真摯に受け止め、ただちに原告団・弁護団との交渉に応じるとともに、本問題の全面解決に向けた取り組みに着手すべきである。

以上

朝倉典子さんコメント (R4. 3. 11)

大阪高裁に続いて、東京高裁も勝訴したと、支えてもらっている方々より報告をもらいました。とても嬉しく思います。亡くなった夫も喜んでいるでしょう。

しかし、大阪高裁判決に対しては国が上告しており裁判がいつまで続くか分からない状態です。私はもうすぐ80歳になります。福岡での訴訟も続いています。私が生きているうちに夫によい結果が報告できるよう、今後も弁護団と支援者の方々と共に頑張っていきたいと思います。